

西東京市児童館等再編成方針 比較表

| 児童館等運営方針（改定案） | 第3期子ども・若者ワイワイプラン | 国の児童館ガイドライン |
|---|------------------|---|
| <p>背景</p> <p>西東京市には11の児童館(センター)が設置されており、多摩26市における児童館の設置数は上位の状況にあります。これは、合併前の旧田無市・旧保谷市において、それぞれの市が青少年の健全育成を図るための施設として児童館の必要性、重要性を鑑み、設置の促進を図ってきたことによるものです。</p> <p>近年の少子化や保護者の就労状況の多様化に伴い、地域における子どもの居場所確保や育成支援のあり方が大きな課題となっています。また、児童の孤独・孤立への不安、児童虐待、不登校、いじめ、貧困といった子どもを取り巻く問題が深刻化し、子どもの安全で健全な成長を支えるための新たな対応が求められています。</p> <p>国レベルでも、こうした状況を受け、子どもを取り巻く環境整備に力を入れています。2023年4月には「こども基本法」や「こども家庭庁」が発足しました。この機関は、子どもの権利を保護し、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するための政策を推進しています。</p> <p>さらに、国の「放課後児童対策に関する専門委員会」および「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」では、児童館の役割や運営方法についての議論が進められており、これまでの施設型サービスから、子どもたちの一人ひとりに寄り添う個別支援型サービスへと移行する必要性が指摘されています。これにより、児童館が単なる遊び場や居場所としての機能に留まらず、地域社会との連携を強化し、児童福祉の中核的な存在としての役割再定義する方向が示されています。</p> <p>西東京市においても、これらの国の動向や地域の課題を踏まえ、児童館が持つべき役割を再検討し、老朽化した施設の更新や、少子化に伴う施設利用者数の減少に対応しつつ、地域社会における育成支援や子どもの権利擁護に向けた新たな取組を推進することが求められます。</p> | | <p>第1章 総則</p> <p>1 理念</p> <p>児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）並びにこども基本法（令和4年法律第77号）の理念にのっとり、こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるようこどもの育成に努めなければならない。</p> <p>2 目的</p> <p>児童館は、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。</p> |
| <p>～方針の位置づけ・見直し等～</p> <p>本方針は、西東京市公共施設等総合管理計画及びワイワイプランで掲げた、今後の児童館等の再編整理を実現するための方針として位置づけ、令和7年度からの取組の実施に向けて方向性を示すものとし、今後、市の総合計画やワイワイプラン等の上位計画と併せて検討・見直しを行うこととします</p> | | |

| 児童館等運営方針（改定案） | 第3期子ども・若者ワイワイプラン | 国の児童館ガイドライン |
|---|------------------|-------------|
| <p>第1章 児童館等の現状</p> <p>1 児童館・学童クラブの現状</p> <p>(1) 児童館の設置状況</p> <p>西東京市には現在、11の児童館・児童センターが設置されています。このうち、ひばりが丘児童センターと下保谷児童センターの2館が中高生の居場所機能を付加した特化型児童館として整備され、それぞれ民間委託により運営されています。</p> <p>特化型児童館以外の9館は、比較的小規模な地域型児童館として設置されていますが、そのうち6館は昭和50年代に建築され、建物の老朽化対策も必要となっています。</p> <p>これまでの再編整備の取組としては、平成25年度にひばりが丘児童センターと近接していたみどり児童センターを廃止し、平成26年度に西原北児童館と近接していた西原児童館を廃止しています。</p> <p>(2) 児童館の利用状況</p> <p>西東京市の児童館全体の来館者数は、<u>コロナ禍以降、通常開館では約300,000人、夜間開館では約13,000人、日曜開館では約10,000人</u>を超えた形で推移しています。</p> <p>来館者の内訳としては、特化型のひばりが丘児童センター・下保谷児童センターで夜間開館を含めた中高生の利用が多くなっており、その他の児童館では小学生の来館者が中心となっています。</p> <p>また、児童館によっては、小学生の来館者のうち学童クラブ児童の占める割合が高くなっており、<u>北原・中町・ひばりが丘北・西原北・田無柳沢</u>の各児童館（センター）では、小学生来館者の3分の2以上が、学童クラブに所属する児童となっています。</p> <p>(3) 今後の年少人口の推移</p> <p>市が令和4年11月に作成した「西東京市人口推計調査報告書」では、市の人口は<u>令和9年</u>から緩やかに減少すると推計しています。そのうち、年少人口（0歳から14歳の人口）については、<u>令和3年</u>をピークに減少に転じ、<u>令和23年</u>には<u>令和3年</u>と比較して <u>17.1%</u>減少すると見込まれています。</p> <p>年少人口の減少に伴い、児童館の利用者数も一定の減少が予想されることから、適正配置数を検討し、段階的に統合、整理します。</p> | | |

| 児童館等運営方針（改定案） | 第3期子ども・若者ワイワイプラン | 国の児童館ガイドライン |
|---|------------------|---|
| <p>第2章 児童館等の課題</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>児童館は児童の健全育成を図ることを目的に設置されています。しかし、限られたスペースと現行の職員体制では、0歳から18歳未満の全ての子どもたちに対する新たな課題への対応やサービスの提供が難しくなっています。</p> </div> <p>1 児童館に求められているもの</p> <p>(1) 安全・安心な居場所の確保</p> <p>◇小学校からの帰宅後、保護者が不在である子どもたちが増えています。また、小学生の高学年になっても支援の必要な子どもたちにも対応する必要があります。</p> <p>◇近年、子どもの安全・安心を脅かす事件等の発生により、保護者の不安感が高まっており、子どもが安全に過ごせる居場所が求められています。</p> <p>(2) 世代ごとの多様化するニーズ・課題への対応</p> <p>◇乳幼児対応</p> <p>児童館は、地域で子育てを支える場所として、親子で気軽に集えるサークルの主催や子育てグループに対する支援・連携、そして明るくきれいな施設整備の充実、環境づくりが求められています。</p> <p>また、乳幼児を持つ家庭が地域の中で孤立し、抱える問題も多様化する傾向がある現在、児童館は、1日ゆっくり遊べる場所であることは勿論、心許せる信頼関係を築き、日常的に気軽に来館できるような存在であることが重要です。その中から、不安を抱える親たちの相談を受け、場合によっては保育園・子ども家庭支援センター等の専門機関との連携を行っているところですが、さらに子育て困難な家庭、若い年代の親への支援も含めた積極的な対応が期待されています。</p> <p>◇小学生対応</p> <p>子どもたちに自己肯定感の低下、コミュニケーション能力の低下などが見受けられることから、児童館は子どもたちの安心な居場所としての役割を充実させていくことが求められています。遊びの環境を整え、遊びの支援をすることで長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通じて子どもの発達の増進をはかり、また、異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶことにより、様々な体験を経て社会生活におけるルールやコミュニケーションなどを学んでいく場となります。</p> <p>児童館は、子どもたちが創意工夫し、自由な発想・創造力を高めていく場として求められています。子どもたちが事業を企画・運営・参加できるシステムづくり（子どもたちが自ら主体的に地域活動・児童館活動に参加していくために、子どもたちの考え・意見が尊重されるような環境を整え、子どもたちが行動しながらさまざまな体験を通じて成長し自立していくことのできる場を作り、次年代の活動の礎を学ぶ。）も必要となります。</p> | | <p>第1章 総則</p> <p>3 施設の特徴</p> <p>(1) 施設の基本特性</p> <p>(2) 児童館における遊び</p> <p>(3) 児童館の特性</p> <p>① 拠点性</p> <p>② 多機能性</p> <p>③ 地域性</p> <p>4 社会的責任</p> <p>第4章 児童館の活動内容</p> <p>2 こどもの居場所の提供</p> <p>第2章 こどもの理解</p> <p>1 乳幼児期</p> <p>第4章 児童館の活動内容</p> <p>5 子育て支援の実施</p> <p>(1) 保護者の子育て支援</p> <p>(2) 乳幼児支援</p> <p>(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組</p> <p>(4) 地域の子育て支援</p> <p>第2章 こどもの理解</p> <p>2 児童期</p> |

| 児童館等運営方針（改定案） | 第3期子ども・若者ワイワイプラン | 国の児童館ガイドライン |
|--|------------------|---|
| <p>◇中高生年代対応</p> <p>中高生年代の居場所づくりは、現代社会の人間関係の希薄化が進んでいる中、青少年の自立性・社会性を養い、健全育成を図るうえで重要な課題となっています。</p> <p>中高生年代にとって学校から離れ、スポーツ・音楽などの自主活動や同世代どうしの交流、また、息抜きができる安心な居場所として気軽に利用できる取組を行っていく必要があります。そして、より豊かな心と体の成長の機会となるために、中高生年代にとって、より主体的・積極的に参画する場であることが求められています。</p> <p>中高生を対象に実施したアンケートでは、児童館に求められる機能として「飲食ができる場所」、「勉強スペース」、「スポーツ施設」、「無料でWi-Fi」など様々な意見が挙げられています。今後、中高生年代の居場所づくりを進めるにあたっては、このような中高生年代の意見を尊重し、施設の整備や運営に反映させていくことが必要となります。</p> <p>また、ニートやひきこもりなど、青少年の自立の遅れが社会問題化する中で、そうならないために早いうちからの対策として、中高生年代の自立を応援する取り組みが求められています。</p> <p>(3) 児童館への支援</p> <p>◇児童館事業において、統一的な指導及び支援の質を確保するため、職員の派遣や配置、助言、指導、モニタリング等を行う必要があります。</p> <p>◇今後増加が予想される、支援の必要な子どもたちへ対応するために、児童館職員に対し、研修等によるスキルアップ、定期的な巡回指導、支援機関や地域資源等との連携強化が求められます。また、職員による子どもの権利に関する学習の機会を作るように努める必要があります。</p> <p>(4) 子どもたちの新たな課題への対応</p> <p>◇不登校やいじめ、児童虐待、貧困など子どもが抱える可能性のある問題の発生を予防し、そのような問題が発生した際には子どもがそれを乗り越える手助けが必要です。</p> <p>◇友人関係も十分になく、大人からの支援を受けられず孤立している児童が、地域には一定数いることを前提とした検討が必要です。</p> <p>(5) 老朽化への対応</p> <p>◇児童館11館のうち7館が建築後40年を超え、床・壁・天井などの施設の経年劣化が進んでいます。今後も建物調査を実施し、老朽度や緊急性の高い施設から順番に、大規模改修や施設修繕を行い、施設を使用していきます。</p> <p>◇子どもたちが安全・安心に過ごすために、計画的な修繕や大規模改修のほか、設備等の維持補修を実施します。</p> | | <p>3 思春期</p> <p>第5章 児童館の職員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童館活動及び運営に関する業務 2 館長の役割 3 児童厚生員の職務 4 児童館の職場倫理 5 児童館職員の研修 <p>第7章 こどもの安全対策・衛生管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理・ケガの予防 |

| 児童館等運営方針（改定案） | 第3期子ども・若者ワイワイプラン | 国の児童館ガイドライン |
|---|--|---|
| <p>第3章 児童館の機能・役割</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>児童館は、全ての子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、支援の必要な児童及び家庭を支援する必要があります。</p> </div> <p>Ⅰ 児童館の機能・役割（あるべき姿）</p> <p>（1）遊びによる子どもの育成、居場所の提供</p> <p>子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。また、子どもの遊びの拠点と居場所になり、子どもの活動の様</p> <p>子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。</p> <p>◇子どもは遊びによって肉体的・精神的バランスを保ち、活力や体力を養い、情緒を育て、社会的機能を身につけていきます。遊びは自発的・主体的に行われることで、発達への効果があります。</p> <p>◇0歳から18歳未満の子どもを対象にすることから、長期間にわたって子どもの発達にかかわりを持つことができます。この特質を生かして子どもの友人関係や家庭環境の調整を含めて、子どもの生活を援助する機能が期待されています。</p> <p>（2）子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応</p> <p>子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。</p> <p>◇児童厚生員が子どもに寄り添い、子どもから信頼され、相談できる存在となることで、子どもが悩みを早く打ち明けたり、子どものつまづきや問題の発生を予防することが期待できます。</p> <p>◇子どもや子育て家庭への援助や地域社会との連携を行う場合は、ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークなどの「ソーシャルワーク力」を向上する必要があります。</p> <p>（3）子育て家庭への支援</p> <p>子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、子ども支援のほか地域における子育て家庭を支援すること。</p> <p>◇児童の生活の問題は、大人、特に保護者側の生活にもかかわります。保護者同士あるいは地域を含めた子育ての共同の場を提供し、受容と共感に基づく保護者への子育て支援を展開していくことは、子どもの生活と情緒の安定に直結する重要な取組みとなります。</p> <p>（4）子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進</p> <p>地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこ</p> | <p>P55 Ⅰ-2-Ⅰ 地域のシステムづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・若者の居場所の充実・推進 2 子ども参加による遊び場づくりの推進 4 児童館機能の充実 5 中高生・若者に特化した児童センター機能の充実 6 学校等の活用による放課後等の居場所の充実 <p>P57 2-Ⅰ 心身及び経済的な自立</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 社会的自立に困難を抱える子ども・若者に対する支援の検討 <p>P63 3-2 支え合いの場の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育てひろば事業の充実 3 育児・子育て相談事業の充実 6 子育ての仲間づくり、子育て支援団体・グループ等の支援の充実 <p>P61 3-Ⅰ 子育て意識の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 親子のふれあいを通じた学びの充実 6 地域の子育て意識の醸成 | <p>第3章 児童館の機能・役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊び及び生活を通じたこどもの発達の増進 2 子どもの安定した日常の生活の支援 <p>第4章 児童館の活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊びによるこどもの育成 2 こどもの居場所の提供 <p>第4章 児童館の活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 地域の健全育成の環境づくり <p>第3章 児童館の機能・役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応 <p>5 こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進</p> <p>4 子育て家庭への支援</p> <p>5 こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進</p> |

| 児童館等運営方針（改定案） | 第3期子ども・若者ワイワイプラン | 国の児童館ガイドライン |
|---|--|---|
| <p>と。</p> <p>◇現在、その日、その時に来館する児童への児童指導のみとなり、来館しない児童とのコミュニケーションが十分にとれない状況も発生しています。子どもの視点に立ちながら、子育てを社会化していく方向に向けて地域社会に発信する拠点になることを目指す必要があります。</p> | <p>P65 4-1 教育・保育及び子育て支援の充実</p> <p>4-1-1 子どもと家庭の支援</p> <p>10 親子でできる事業や地域行事の開催</p> <p>12 子育て関連施設の環境整備</p> <p>13 防犯対策・通学路の安全確保の実施</p> | |
| <p>（5）子どもの意見表明や参加の促進</p> <p>子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会や仕組みを設けるとともに、子どもの考えや意見を尊重し、子どもの主体的な活動を支援する役割を担うこと。</p> | <p>P53 1-2 子ども・若者の参画の推進</p> <p>1-2-1 地域のシステムづくり</p> <p>1 子ども参画による事業運営の推進</p> | <p>第1章 総則</p> <p>4 社会的責任</p> |
| <p>◇子どもの意見表明や子ども参加については、子どもの最善の利益がどのようなことか知る上でも必要であり、子どもがすこやかに育つ環境をつくる上であらゆることにつながる、大切に根本的なものです。</p> <p>◇子どもの意見表明や参加を促進するためには、①上記の基本的な考え方、②子ども自身が意見表明・参加ができるような機会や仕組みをつくること、そして③条件整備や支援が必要です。</p> | <p>P55 1-2-1 地域のシステムづくり</p> <p>2 子ども参加による遊び場づくりの推進</p> | <p>第4章 児童館の活動内容</p> <p>1 遊びによるこどもの育成</p> <p>2 こどもの居場所の提供</p> <p>3 こどもの権利や意見を尊重した活動の実施</p> |
| <p>（6）配慮を必要とする子どもへの対応</p> <p>地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、福祉的な課題がある子どもへの適切な支援を行うこと。</p> | | <p>4 配慮を必要とするこどもへの対応</p> |
| <p>◇家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校、要保護児童対策地域協議会等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮する必要があります。</p> | | |
| <p>◇子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応します。</p> | | |
| <p>◇子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育・児童虐待等が疑われる場合には、関係機関と連携して適切な対応を図る必要があります。</p> | | |
| <p>（7）子どもによるボランティア等の育成と活動支援</p> | | |
| <p>児童館は、子どもたちが主体的に地域活動や児童館運営に関わる機会を設け、子どもの自身が社会の一員として役割を担う経験を通して、自己肯定感や社会性を育む場となることが求められます。</p> | | <p>第4章 児童館の活動内容</p> <p>7 ボランティア等の育成と活動支援</p> |
| <p>このため、児童館では、子どもたちがボランティア活動等に参加し、活動を通じて地域貢献や助け合いの精神を育む取組を推進します。</p> | | |

| 児童館等運営方針（改定案） | 第3期子ども・若者ワイワイプラン | 国の児童館ガイドライン |
|---|---|---|
| <p>第4章 具体的な取組</p> <p>児童館は、今後の児童数の推計や施設の経過年数等の状況を踏まえ、地域的な配置のバランスを考慮しつつ、子どもの居場所の拡充等、内容の充実を図りながら民間活力の有効活用を検討や、統廃合も含めて段階的に再編成に取り組みます。</p> <p>また、全ての子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、支援の必要な児童及び家庭を支援するため、地域型・特化型、それらを統括する機能を兼ね備えた基幹型の機能別に整理し、それぞれの特性及び役割を担う施設としても再編成します。</p> <p>■地域型児童館</p> <p>従来の児童館と同様、子どもの育ちを成長とともに見守り、安全な居場所としてこれからもその役割を担う。現行の運営を継承しつつ、多様なニーズに対応するため、委託化等の民間活力を導入し、子どもたちの居場所の拡充を図る方策を実施していく。</p> <div data-bbox="157 968 905 1171" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p>【強化する取組】乳幼児活動や夜間・休日開館など</p> <p>【将来】児童数の推計等を見ながら統廃合も検討</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;"> <p>居場所 の拡充</p> </div> </div> </div> <p>【取組（検討内容）】</p> <p>◇居場所の拡充</p> <p>子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身が参加し、積極的な意見の表明や体験の機会を得るなかで、自己の形成が図れるよう、家庭や学校以外の場所として、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や機会を確保していきます。</p> <p>○夜間（中高生年代）、休日開館（乳幼児親子・小学生）等の実施</p> <p>○子育て広場事業等による子育て世代への支援の拡充</p> <p>○児童館ランチタイムの実施</p> <p>○サマー子ども教室の実施</p> <p>◇子ども参加</p> <p>施設設置・利用に関して子どもから意見を聴取するなど、子どもならではの視点を生かし、魅力ある施設整備・運営を推進します。</p> <p>◇今後の児童館の運営方法</p> <p>今後の児童数の推計や放課後子供教室等の子どもの居場所の拡充の状況、施設の経過年数等の状況を踏まえ、適正配置数を検討しながら、段階的な統廃合を検討する必要があります。地域や子どもたちのニーズに迅速・柔軟に対応す</p> | <p>第3期子ども・若者ワイワイプラン</p> <p>P53 1-2 子ども・若者の参画の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">1-2-1 地域のシステムづくり</p> <p style="padding-left: 40px;">1 子ども参画による事業運営の推進</p> <p>P55 1-2-1 地域のシステムづくり</p> <p style="padding-left: 20px;">1 子ども・若者の居場所の充実・推進</p> <p style="padding-left: 20px;">2 子ども参加による遊び場づくりの推進</p> <p style="padding-left: 20px;">4 児童館機能の充実</p> <p style="padding-left: 20px;">5 中高生・若者に特化した児童センター機能の充実</p> <p style="padding-left: 20px;">6 学校等の活用による放課後等の居場所の充実</p> <p style="padding-left: 20px;">7 子ども・若者向けの文化芸術・スポーツの振興</p> <p>P59 2-2 他者への理解とおとなの役割</p> <p style="padding-left: 20px;">1 地域行事等の活性化による子ども・若者参加の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">2 ボランティア活動の機会の充実</p> <p style="padding-left: 20px;">3 インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実</p> <p style="padding-left: 20px;">5 若い親世代への支援の実施</p> | <p>国の児童館ガイドライン</p> <p>第6章 児童館の運営</p> <p>1 設備</p> <p>2 運営主体</p> <p>3 運営管理</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 開館時間</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 利用することの把握・保護者との連絡</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 運営協議会等の設置</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 運営管理規程と法令遵守</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 要望、苦情への対応</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 職員体制と勤務環境の整備</p> <p>第4章 児童館の活動内容</p> <p>1 遊びによるこどもの育成</p> <p>2 こどもの居場所の提供</p> |

| 児童館等運営方針（改定案） | 第3期子ども・若者ワイワイプラン | 国の児童館ガイドライン |
|--|--|---------------------|
| <p>ニーズに応じた別の居場所へのつなぎを検討し、多様な選択肢を提供することで、各年代に適した居場所づくりを進めます。</p> <p>○夜間・休日開館の充実 ○午前中は乳幼児親子、午後は小学生、夕方から夜は中高生に開放 ○相談スペースの検討</p> <p>さらに、オンラインでの相談や交流機会の提供など、オンライン等の活用を取り入れ、児童館に来館が難しい子どもや、幅広い年齢層の子どもたちが気軽に利用できる支援体制を整備します。</p> <p>◇子ども参加 施設設置・利用に関して子どもから意見を聴取するなど、子どもならではの視点を生かし、魅力ある施設整備・運営を推進します。</p> <p>○アンケートやヒアリングによる子どもの意見の聴取 ○中高生特化型児童館準備会の運営</p> <p>◇運営方法 既存の特化型児童館2館は、民間活力の導入によるサービスの向上を目指して、開設当初から委託契約による運用を行っています。今後も、民間事業者が力を発揮しやすい環境を整えます。</p> <p>南部地域に設置される特化型児童館は、既存の2館で蓄積された民営児童館のノウハウを直営児童館にフィードバックし、児童館全体の資質向上を目指すために直営での運営を行います。</p> <p>■基幹型児童館</p> <div data-bbox="157 1129 1041 1335" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各施設の育成支援の質の確保など、児童館が統一的な事業を実施できるよう統括的な役割を担う。</p> <p>また、支援の必要な児童を支援するため、地域の支援機関や支援に関わる市民と連携し、問題を抱えている子どもたちを支援する機会や場所などをコーディネートすることを視野に実施していく。</p> </div> <div data-bbox="157 1360 1041 1692" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【強化する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館（地域型、特化型）を統括し質を確保するための巡回、指導、支援 ・児童の問題の予防的な役割や福祉的な役割の検討 ・放課後の居場所づくり <p>【組織】</p> <p>当面は児童青少年課内に職員を配置</p> </div> | <p>5 中高生・若者に特化した児童センター機能の充実 6 学校等の活用による放課後等の居場所の充実</p> | <p>2 こどもの居場所の提供</p> |

| 児童館等運営方針（改定案） | 第3期子ども・若者ワイワイプラン | 国の児童館ガイドライン |
|--|--|---|
| <p>【取組内容】</p> <p>◇基幹型児童館の機能・役割 地域の支援機関や支援に関わる市民・専門機関と連携し、また、施設の巡回を通じて、児童館が統一的な事業を実施できるように統括を行う。</p> <p>◇委託事業者等との連携及び育成支援の質の確保、放課後子供教室との連携（教育委員会協議）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者等との連携及び育成支援の質の確保 ・支援に必要な児童と保護者への支援、専門機関との連携 ・放課後子供教室での「あそびの教室」開催等の連携 </div> <p>児童館職員が安心して育成支援にあたり、よりよい育成に取り組むための環境を整え、情報共有、相互に支えあうことができる仕組みを構築します。また、児童や生徒間の性暴力への対応や、子どもや若者の性被害防止への取り組みについても積極的に行い、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館での勤務経験を持った職員が、各児童館を巡回し、育成支援の質の確保や放課後子供教室での、児童館職員による「あそびの教室」開催等の連携を強化 ・児童や生徒間の性暴力への対応に関する研修の実施や、現場での早期発見・対応の徹底 ・子どもや若者の性被害防止に向けた啓発や教育を児童館のプログラムに取り入れ、健全な人間関係の構築と安全確保に努める ・委託事業者等については、育成支援の質を確保するためモニタリングを実施 ・支援に必要な児童への対応に関する助言・指導 ・アレルギーに関する基本的知識および緊急時対応を含む研修を実施し、職員の対応力を強化 <p>○福祉的役割に向けた視点 児童館では、地域における福祉的役割を果たすため、以下の視点から子どもたちへの支援を強化しています。特に、ソーシャルを含めた福祉的課題への対応を強化するとともに、障害のある子どものインクルージョンの推進に取り組み、すべての子どもが平等に安心して過ごせる環境を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援に必要な子どもの実態把握に努め、早期に適切な支援を提供 ・地域の支援機関、地域資源等を把握し、問題の共有や解決に向けた協力体制を整備 ・市民、保護者、支援機関、地域資源等との連携を強化し、子どもや家庭が抱 | <p>P66</p> <p>4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援</p> <p>3 医療的ケア児への支援の充実</p> <p>5 障害児保育の充実</p> <p>11 障害者、異年齢世代との交流事業の推進</p> <p>13 障害のある子どもの放課後等の居場所の充実</p> | <p>国の児童館ガイドライン</p> <p>第4章 児童館の活動内容</p> <p>8 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施と連携</p> <p>第7章 こどもの安全対策・衛生管理</p> <p>4 防災・防犯対策</p> <p>(6) 性被害防止</p> <p>第7章 こどもの安全対策・衛生管理</p> <p>2 アレルギー対策</p> <p>第8章 家庭・学校・地域との連携</p> <p>1 家庭との連携</p> <p>2 学校との連携</p> <p>3 地域及び関係機関等との連携</p> |

| 児童館等運営方針（改定案） | 第3期子ども・若者ワイワイプラン | 国の児童館ガイドライン |
|--|------------------|-------------|
| <p>える福祉的な課題に対し柔軟かつ迅速に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルサービスとの連携や情報交換を通じて、地域の福祉的課題の解決に取り組む ・障害のある子どもも含めたインクルージョンの推進として、児童館内での配慮ある環境づくりや、地域の理解促進に向けた活動を実施 <p>○設置場所 児童館への設置も含め、基幹型機能を有効に活用できる設置場所として児童青少年課に設置</p> | | |
| <p>1 児童館・学童クラブ関係資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童館設置状況 2 児童館年間延べ来館者数（通常開館） 3 児童館年間延べ来館者数（夜間開館） 4 児童館年間延べ来館者数（日曜開館） 5 子育てひろば事業年間延べ参加者数 6 令和5年度 年代別延べ利用者来館者数（通常開館） <p>図）現在の児童館配置状況</p> <p>2 中高生への意見聴取結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童館・児童センター利用に関するアンケート 2. 中高生特化型児童館準備会 | | |